

## 平成24年度事務事業評価表（基本）

事務事業名	道路掘削工事指導調整	重点評価 区分	重点	担当部	都市整備部
				担当課	道路管理課

## 基本情報

## 1 事務事業の概要

開始年度	昭和28年度	根拠法令	道路法及び同法施行令
性質区分	審査・許認可・指導・措置	実施形態	区単独（直営）
対象者	自費工事及び沿道掘削工事		
裁量区分	あり		
実施内容 （事務事業の実施 内容、手段、過去 の改善実績等）	<p>企業者掘削工事等について、道路の持つ多様な機能のひとつにライフライン施設の收容空間としての役割がある。これら道路占用（地下埋設物）等に係る掘削工事については、埋戻し方法や舗装復旧方法の指導、競合工事等の調整を図ると共にその工事の履行を確認する業務である。</p> <p>自費工事及び沿道掘削工事について、民間の建築工事等に伴う自費工事や沿道掘削工事に関して、その工事内容や施工時期について協議・指導するとともに無断工事・不正工事の是正指導を行う。</p>		

## 2 施策及び事務事業意図

施策	名称	道路
	意図	交通渋滞の解消や道路環境の適正な維持管理により、安全快適に通行できる。
事務事業意図		道路施設や道路占用物件の保全が図られている。 道路占用工事や自費工事に起因する工事影響や交通障害等が未然に防止されてる。

## 実績情報

## 1 成果指標の達成状況

成果指標	指標の根拠	単位	区分	21年度	22年度	23年度
道路掘削工事等に起因する苦情・要望件数	—	件	目標	0	15	9
			実績	10	12	2
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

## 2 活動指標の達成状況

活動指標	指標の根拠	単位	区分	21年度	22年度	23年度
道路掘削工事等の申請件数	—	件	目標	3,000	3,000	3,000
			実績	3,093	2,944	2,467
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—
—	—	—	目標	—	—	—
			実績	—	—	—

### 3 コスト内訳（決算）

項目		単位	21年度	22年度	23年度
収入	特定財源				
	国庫支出金	千円	0	0	0
	都道府県支出金	千円	0	0	0
	その他	千円	0	0	0
一般財源 (a)		千円	38,115	36,543	37,753
支出	直接事業費 (b)	千円	1,035	903	953
	消耗品費	千円	222	100	113
	印刷製本費	千円	0	0	0
	通信運搬費	千円	10	0	0
	使用料及び賃借料	千円	803	803	803
	負担金	千円	0	0	0
	備品費	千円			37
		千円			
		千円			
	職員人件費 (c)	千円	37,080	35,640	36,800
	人件費	千円	34,480	35,640	36,800
		人	4.80	4.40	4.60
	再雇用職員	千円	2,600	0	0
		人	1.00	0.00	0.00
	間接費 (d)	千円	0	0	0
	調整額 (e)	千円	3,360	3,960	4,140
減価償却費	千円	0	0	0	
	金利	千円	0	0	0
	退職給与引当	千円	3,360	3,960	4,140
	(控) コスト対象外	千円	0	0	0
トータルコスト (f) (b+c+d+e)		千円	41,475	40,503	41,893

### 4 単位あたりコスト

項目	単位	21年度	22年度	23年度
単位の定義		指導件数（道路掘削工事等の申請件数）		
実績数値 (g)	件	3,093	2,944	2,467
単位あたり区単コスト (a/g)	円	12,323	12,413	15,303
単位あたりコスト (f/g)	円	13,409	13,758	16,981

## 平成24年度事務事業評価表（重点評価）

事務事業名	道路掘削工事指導調整	担当部	都市整備部
		担当課	道路管理課

### 過年度の実績状況の評価と今後の方向性

実績状況の評価	<p>年2回（9月と3月）開催される道路調整会議において、所轄警察署と協力して占用企業者等の道路工事に起因する苦情・要望の事例を挙げ指導を行った。また、窓口で道路占用許可証等交付時に法令等を遵守して工事を行い、苦情・要望があった場合、速やかに対応し解決を図るよう指導を行ったことから区に対する苦情・要望件数が減少した。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響から主に公益事業者の申請件数の減少によりコストが上昇したが、平成24年度からは例年並みの申請件数に回復すると予測している。</p>	
今後の方向性	改善	<p>道路工事の環境条件の中で、区民がより一層の安全で快適な道路の利用を図るためにも、道路工事に起因する区への苦情・要望件数ゼロを目標に、道路工事申請者に対する啓発を工夫しながら今後とも継続して指導を行う必要がある。</p>
	継続	

### 「今後の方向性」に基づく取組内容

1 今後の成果指標の目標値							
成果指標	指標の根拠・計算式など	単位	区分	24年度	25年度	26年度	
			目標				
			目標				
2 今後の活動目標及び活動指標の目標値							
活動目標	視点	活動指標	単位	区分	24年度	25年度	26年度
				目標			
				目標			
				目標			
				目標			

行政評価委員会の意見や予算編成等の結果を踏まえ、年度末に記載し、区民に公表します。

## 道路掘削工事指導調整の事業概要

## (1)対象工事

工事種別	根拠法令	内 容	平成23年度 申請件数(件)
自費工事	道路法第二十四条	道路管理者以外の者が、道路管理者の「承認」を受け、自己の費用で行う工事をいう(自動車乗入れのためのガードレール撤去、歩道切下げ等)。	286
道路占用 許可工事	道路法第三十二条	道路は本来、通行するために作られているが、このような一般的な使用を超え、道路上に継続して物件を設置し、道路を使用することを「道路の占用」という。「道路の占用」にあたっては、道路管理者の「許可」が必要となる。なお、「道路の占用」は、地上だけでなく、道路敷地の地下や上空に施設を設ける場合も該当する。	2,147
沿道掘削 工事	道路法第四十四条	法の規定に基づき、道路管理者が道路の構造や交通に損害を与える恐れがあると判断して指定した区域(沿道区域)を建物の建築等のために掘削する工事をいう。ただし、本区では法に基づいた条例は制定していない。	34
計			2,467

## (2) 根拠法令抜粋

(道路管理者以外の者の行う工事)

**第二十四条** 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路の占用の許可)

**第三十二条** 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事实施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(国の行う道路の占用の特例)

**第三十五条** 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

**第四十四条** 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間

内の国道にあつては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

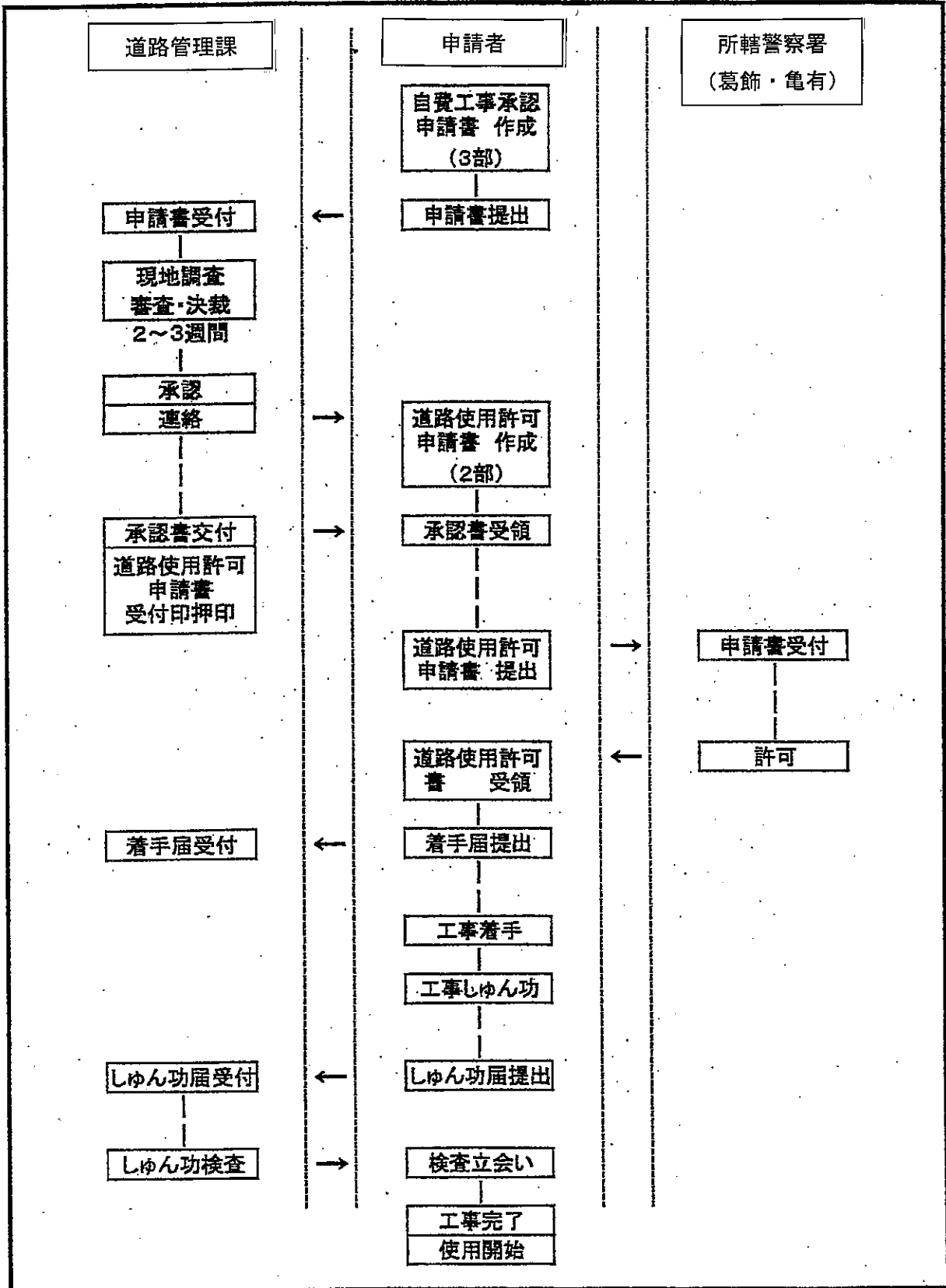
2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

# 自費工事承認申請 手続きの流れ

葛飾区都市整備部  
道路管理課





平成 年 月 日

## 自費工事承認申請書

葛飾区長 あて

住所

申請者

氏名

Ⓜ

電話番号

道路法第24条の規定により、道路工事の施行承認を申請します。

申請理由				
工事場所	葛飾区	丁目	番	号先
工事内容	工事種別	延長	幅員	備考
	1 防護柵工事 撤去・一時撤去・新設・移設	m	m	
	2 側溝工事 切下げ・切上げ・防護・撤去	m	m	
	3 歩道工事 切下げ・切上げ・防護	m	m	
	4 植樹帯工事 移植・一時移植	m	m	
	5 その他			
工事の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（昼間・夜間・昼夜間）			
	施工業者 住所 会社名 担当者 連絡先			
交通管理者協議欄	(所轄警察署所見)			

## 自費工事承認書

葛都管第 号

平成 年 月 日付けで申請のあった道路工事の施行については、  
道路法第24条の規定に基づき別紙条件を付して承認します。

平成 年 月 日

葛飾区長 青木 克徳 Ⓜ

# 自費工事承認条件

- (1) この工事により道路に付加された物件は、無償で葛飾区に帰属する。
- (2) 工事の着手届、しゅん功届及び工事写真を届け出て、監督員の指示を受けて施工し、しゅん功検査終了後に使用すること。
- (3) 工事は、道路法、同法施行令、その他関係諸規程を遵守して施工すること。
- (4) 工事は、一般交通、水利、その他公衆に迷惑をかけないように施工し、万一、苦情があった場合は申請者の責任において解決すること。
- (5) 工事は、一般通行者に危険を及ぼさないように囲い等の防護措置を講じ、夜間にあつては注意灯を設置する等十分注意して施工すること。
- (6) 防護措置の維持期間中は、申請者の負担により適正な維持管理を行うとともに、補修工事等を実施する場合は監督員の指示を受けて施工すること。
- (7) 工事中は、工事用機械、残土等を道路上に散乱させない等、現場内外を常に整理清掃すること。
- (8) この工事により発生する、若しくは支障となる道路構造物については、品目及び数量を道路保全事務所（葛飾区新宿 3-7-2 Tel.3607-1114）に届け出て担当者の指示する場所に、申請者の負担により移設または運搬・集積すること。または、申請者の負担にて適正に処分すること。
- (9) この工事により支障となる電気、ガス、水道、下水道等の占用物件については、当該占用者に届け出て必要な措置を講ずること。
- (10) この工事により道路構造物及び道路占用物件等に損傷を与えた場合は、申請者の負担により原状回復すること。
- (11) この工事の目的がなくなったときは、監督員の指示を受けて申請者の負担により原状回復すること。
- (12) 樹木の移植においては、指示された場所に移植すること。
- (13) 樹木の移植においては、移植前・中・後の写真を提出すること。
- (14) この自費工事承認書の内容及び条件、ならびに監督員の指示に違反して工事を施工した場合は、工事のやり直し、または原状回復等を命ずる。
- (15) 歩行者の通行に支障のないよう十分に注意すること。
- (16) 沿道住民に工事趣旨を説明し、承諾得てから施工すること。
- (17) 官民境界点（プレート）等及び基準点（鉋）等については、保存及び復元をすること。なお、事前に区役所道路管理課測量係と打ち合わせすること。
- (18) 汚水枳の改良については、東京都下水道局と協議すること。
- (19) 企業者埋設工事と競合する場合は、調整のうえ一括して舗装工事を行うこと。
- (20) 上記に定めがない事項については、道路管理者との協議によるものとする。
- (21) 電力供給終了後は速やかに供給管路を撤去し現状回復すること。
- (22) ケーブル入線については別途道路占用申請すること。

- \* 1 この自費工事の承認について不服がある場合には、この承認があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、葛飾区長に対して書面により異議申し立てをすることができます。(なお、この承認があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この承認の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。)
- \* 2 この承認については、この承認あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、葛飾区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この承認あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この承認のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、\* 1の異議申し立てをした場合は、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にこの承認の取消しの訴えを提起することができます。

## 道 路 占 用 許 可 条 件

- (1) 工事の着手、しゅん功とも都市整備部道路維持課に届け出て、工事範囲の詳細（施工方法及び道路復旧方法等）について、事前協議のとおり施工すること。
- (2) 工事着手前、沿道居住者に工事の目的、内容、工事方法（特に夜間工事の有無や騒音振動対策等）及び工事期間等を周知し、予め了解を得た上で着手するとともに、占用者、許可番号、現場責任者及び連絡先を現場に掲示して工事の円滑な進捗に務めること。
- (3) やむを得ない事由により工事期間の変更が生じた場合は、事前に道路維持課と協議してその指示に従うこと。
- (4) 工事施工中道路構造物に支障を与える事故が発生した時は、しかるべき措置をとり道路管理者に報告すること。
- (5) 工事期間中は、道路の維持補修及び清掃を行い、常に歩車道の路面及び排水施設等を良好な状態に保つこと。
- (6) 地先住民等からの騒音や振動等の苦情に対しては誠意ある対応を行い、その結果を道路管理者へ速やかに報告すること。
- (7) 道路の掘削、埋め戻し、舗装復旧等は本区「道路占用工事要綱」を遵守すること。  
なお、工事施工前、施工中及び施工後において、工事記録写真撮影を行うこと。
- (8) 道路使用については、所轄警察署の許可を得ること。
- (9) 工事に起因して、道路及び河川管理施設を損傷したときは、速やかにその管理者に届け出てその指示に従うこと。
- (10) 管理区域に関することは、本区都市整備部道路管理課測量係と協議の上対応すること。  
また、工事箇所に測量標等がある場合は保存・復元を行うこと。
- (11) 占用期間を満了した場合、または占用を廃止した場合は都市整備部道路管理課に届け出て道路を現状に回復すること
- (12) 将来、当該占用工作物が道路管理上支障となった場合は、申請者の費用負担で移設又は撤去すること。
- (13) 前各号のほか、道路法、道路法施行令、葛飾区道路占用規則、その他関係諸規定に従うこと。
- (14) 上記に定めがない事項については、道路管理者との協議によるものとする。

## 教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、葛飾区長に対し、書面により異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
  
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、葛飾区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

**沿道掘削に伴う提出書類**

1. 沿道掘削届出書
2. 誓約書
3. 委任状
4. 現場案内図（住宅地図等明確なもの）
5. 工事工程表
6. 建築確認通知書（写し）
7. 掘削平面図（道路境界からの距離の入ったもの）
8. 掘削断面図（                   〃                   ）
9. 湧水処理平面図（沈殿槽の設置位置と排水方法）
10. 山留構造計算書
11. 工事車両、建設機械及び資器材等の搬入、搬出経路
12. 道路の現況写真（撮影位置、方向を明記した平面図を添付）
13. 道路の現況高（水準測量の測点、位置、高さ等）を明示した平面図

●提出部数    正・副   2部

●提出先       葛飾区都市整備部道路管理課占用掘削係  
                  葛飾区立石5-13-1  
                  電話   03-5654-8574

## 葛飾区沿道掘削届出の手引き（道路法第44条）

### 葛飾区沿道区域指定の基準に関する条例

● 建築工事に際し、道路に損傷を与える恐れがあると認められる道路沿いの敷地を掘り下げる場合には、事前（工事着手2週間前）に葛飾区へ届出する必要があります。

● 届出が必要な工事は、一般的に沿道区域内で安定角（45度）ライン以下でかつ現地表面から60センチ以上掘り下げる工事です。（ただし、これ以外に届出を必要とする場合もあります。）

下記の区域を沿道区域とします。

- \* 全面道路幅員が6.0m未満は道路境界から幅員の1/2まで
- \* 全面道路幅員が6.0m以上20.0m未満は道路境界からは3.0mまで
- \* 全面道路幅員が20.0m以上は道路境界から5.0mまで

[ 事例 ]

